

# 令和5年度兵庫県福祉部補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関する必要な事項を定める。

## (補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第2号の知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が別に定める書類

## (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記

様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

- (3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務若しくは事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び第2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。
- 3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号の2)によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 知事は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号別記)の提出を省略することができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更
- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
- 2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を知事に提

出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 知事は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、知事が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第8号別記）の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第12条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

3 前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することとし、補助事業者から提出される補助金概算払請求書（様式第10号の2）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

（暴力団等の排除）

第20条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じができるものとする。

- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聞くこと。
  - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利すことのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第21条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

（補　則）

第22条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（手続の特例）

2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	別紙のとおり
補 助 率	
補 助 金 の 額	
適用除外する条項	
そ の 他 の 事 項	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) ※収支予算書の提出を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載。
	(指定期日)
第7条 第1項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類)
	(指定期日)
第9条 第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) ※収支決算書の提出を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載。
	(指定期日)
第19条 第1項	(処分制限期間)

別 表(第2条関係)

補 助 事 業 名	地域介護拠点整備補助事業
補助事業の目的	市町及び民間法人等が行う地域密着型サービス施設等の整備、開設等準備経費、定期借地権利用、既存施設の改修、民有地マッチング経費、コロナ対策費及び宿舎整備費に対して補助することにより、社会福祉施設等の整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	別紙1のとおり
補助事業の対象となる経費	別紙1のとおり
補 助 率	別紙1のとおり
補 助 金 の 額	別紙1のとおり
適用除外する条項	
その他の事項	第14条の規定にかかわらず市町に対して精算額を交付するものについては、補助金請求書を省略することができる。

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 地域介護拠点整備補助事業所要額調書(別紙2) 2 地域介護拠点整備補助事業所要額内訳書(別紙3) 3 歳入歳出予算書(見込書)抄本 ※ 補助金交付申請書の別記は省略
第 7 条 第 1 項	(指定期日) 別に通知する日
第 9 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費配分の変更は認めない。 (軽微な事業内容の変更) 施設の機能を著しく変更しない程度の変更。 (設置場所、施設の規模、施設の構造の変更を除く) (添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 必要な生じた日から20日以内。 ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第 11 条	(報告事項等)
第 19 条 第 1 項	(添付書類) 1 地域介護拠点整備補助事業精算額調書(別紙4) 2 地域介護拠点整備補助事業精算額内訳書(別紙5) 3 歳入歳出決算(見込)書抄本 ※ 補助事業実績報告書の別記は省略 (指定期日) 事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。 (処分制限期間) 平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。

(別紙1)

1 補助事業の対象となる者

- (1) 別表1－1から1－7の第1欄の事業を実施する市町  
(2) 別表1－1から1－7の第1欄の事業を実施する民間法人等に対して補助を行う市町  
ただし、別表1－5の第1欄中の「民有地マッチング」については(1)のみを対象とする。

2 補助事業の対象となる経費

補助の対象となる経費は、別表1－1から1－7の第4欄に定める対象経費とする。  
ただし、次に掲げる費用については補助の対象外とする。

- (1) 既に実施している事業  
(2) 他の国庫負担（補助）や民間補助制度等により、事業に要する経費について、現に負担金（補助金）の交付を受けている事業  
(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業  
(4) 既存建物の買収に要する費用  
(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)  
(5) 職員宿舎（別紙1－7の対象経費を除く）、車庫又は倉庫の建設に係る費用  
(6) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用  
(7) 水道・下水道等の分担金、放流分担金、地鎮祭等の費用  
(8) 施設と一体構造ではない設備・備品類に要する費用（以下を除く。）  
① 介護施設等の施設開設準備経費  
② 既存施設の改修（介護施設等の看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備に限る。）  
③ 民有地マッチング  
④ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策（簡易陰圧装置設置経費支援及びゾーニング環境等の整備のうち家族面会室の整備等に限る。）  
(9) その他、補助金の目的に照らして適当と認められない費用

3 補助率

(1) (2) (3) (4)以外	定額
(2) 定期借地権設定のための一時金	1／2
(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	1／2
(4) 介護職員の宿舎施設整備補助	1／3

4 補助金の額

予算の範囲内において、別表1－1から1－7の第1欄及び第2欄に定める種目ごとに、別表1－1から1－7の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表1－1から1－7の第3欄に定める基準額と市町補助額を比較して最も少ない額（1,000円未満の端数は切り捨て）の合計額を限度とする。

- (注1) 地域密着型サービス施設等の整備及び既存施設の改修については、工期が複数年度要する場合は、進捗率により各年度に分けて補助金を交付することができる。ただし、2カ年目以後については、補助基準額から前年度以前補助金額を差し引いた金額を上限とする。
- (注2) 開設準備経費に係る経費の助成については、開設準備期間が2カ年度にわたる場合は、各年度に分けて補助金を交付することができる。ただし、2カ年目については、補助基準額から前年度補助金額を差し引いた金額を上限とする。
- (注3) 特別の事情による場合は、これらによらず知事が承認した額とする。

5 要綱に定めのない事項

その他明記されていないものについては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領等の国庫補助基準に準じる。

別表1-1

1種目	2施設種別等	3基準額	4対象経費等	
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880,000	整備床数	
	小規模な介護老人保健施設	61,000,000	施設数	
	小規模な介護医療院	61,000,000	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,600,000	整備床数	
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880,000	整備床数	
	都市型軽費老人ホーム	1,950,000	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	36,600,000	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	36,600,000	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	6,470,000	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600,000	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	13,000,000	施設数	
	介護予防拠点	9,710,000	施設数	
	地域包括支援センター	1,300,000	施設数	
	生活支援ハウス	38,900,000	施設数	
	緊急ショートステイ	1,300,000	整備床数	
	施設内保育施設	13,000,000	施設数	
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	4,880,000	整備床数	
	介護施設等の合築等	上記基準額× 1.05	整備床数又は 施設数	
地域密着型サービス等の整備	空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	9,710,000	施設数
	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	1,230,000	定員数
	災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	4,880,000 61,000,000 61,000,000 2,600,000 4,880,000 4,880,000	整備床数 施設数 施設数 整備床数 整備床数 整備床数
	災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	4,880,000 61,000,000 61,000,000 2,600,000 4,880,000 4,880,000	整備床数 施設数 施設数 整備床数 整備床数 整備床数

工事費  
地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)

工事事務費  
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(注1)

土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

- ・賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

(注2)

有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。

別表1-2

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
定員30人以上の 広域型施設等の 整備等 (政令市・中核市 のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914,000	定員数
	介護老人保健施設	914,000	定員数
	介護医療院	914,000	定員数
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914,000	定員数
	養護老人ホーム	914,000	定員数
	介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	914,000	定員数
	訪問看護ステーション(大規模化やサザライト型事業所の設置)	4,580,000	施設数
	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	914,000	定員数
	小規模な介護老人保健施設	914,000	定員数
	小規模な介護医療院	914,000	定員数
定員29人以下の 地域密着型施設の 整備等	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914,000	定員数
	認知症高齢者グループホーム	914,000	定員数
	小規模多機能型居宅介護事業所	914,000	定員数 (宿泊定員数)
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	914,000	定員数 (宿泊定員数)
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	914,000	定員数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300,000	施設数
	都市型軽費老人ホーム	458,000	定員数
	小規模な養護老人ホーム	458,000	定員数
	施設内保育施設	4,580,000	施設数
	介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅	239,000	定員数 (転換床数)
介護施設等の施設 開設準備 経費 (介護療養型老人保健施設等への転換を含む。)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458,000	定員数
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
	養護老人ホーム		
	介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)		
	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)		
	小規模な介護老人保健施設		
	小規模な介護医療院		
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
地域密着型施設等 の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 (政令市・中核市のみ)	認知症高齢者グループホーム	458,000	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630,000	施設数
	都市型軽費老人ホーム	229,000	定員数
	小規模な養護老人ホーム		
	施設内保育施設	2,290,000	施設数
	介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費	109,000	1か所 防災意識の共有を図るために必要な次の経費 ・需用費(印刷製本費、修繕料) ・備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む) ・報酬 ・旅費 ・役務費(通信運搬料、広告料、手数料 ・委託料

別表1-3

1 種 目	2 施 設 種 别 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
定期借地権設定のための一時金	【本体施設】 定員30人以上の広域型施設  特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の1/2  (補助率) 1/2	定期借地権(50年間)設定に際しての一時金の支払に要する経費(一時金については、実際の名称に関係なく、地代の前払いとしての性格を有するものを対象とし、保証金の性格を有するものは除く。)  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合しつつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。
	【本体施設】 定員29人以下の地域密着型施設等  地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な養護老人ホーム 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 都市型軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 施設内保育施設 小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)		
	【合築・併設施設】 定員29人以下の地域密着型施設等  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ		

別表1-4

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	1,300,000 1,300,000 1,300,000	整備床数 整備床数 整備床数
既存施設の「多床室(ユニット型個室の多床室を含む。)→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	2,600,000 2,600,000 2,600,000	整備床数 整備床数 整備床数
介護療養型施設の転換「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 認知症高齢者グループホーム	1,300,000 1,300,000 1,300,000 1,300,000 1,300,000	整備床数 整備床数 整備床数 整備床数 整備床数
介護療養型施設の転換「多床室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 認知症高齢者グループホーム	2,600,000 2,600,000 2,600,000 2,600,000 2,600,000	整備床数 整備床数 整備床数 整備床数 整備床数
多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	800,000	整備床数
既存施設の改修  介護療養型医療施設等の転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)	介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,440,000  改築 3,020,000  改修 1,220,000	転換床数  転換床数  転換床数
介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	3,820,000	施設数
共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所(地密型事業所も含む) 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所も含む) 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,130,000	事業所数

工事費  
既存施設のユニット化改修、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修及び介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)

工事事務費  
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(注)  
有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合している施設に限る。

看取り環境の整備のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベット等の整備事業に要する経費

(注)  
有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合しつつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。

障害者や障害児を受入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費

別表1-5

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
民有地 マッチング	土地所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,110,000 5,000,000 4,890,000	市町 市町 1か所 民有地マッチングを実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
	整備候補地等の確保支援		
	地域連携コーディネーターの配置支援		

別表1-6

1種目	2施設種別等	3基準額	4対象経費等
	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス(居住部分に限る)	4,710,000	居室等に簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい)、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等にいて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。
	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス(居住部分に限る)	1,070,000	個室化改修に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい)、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等にいて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。 なお、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当する場合であっても対象外。
介護施設等における新型コロナウィルス感染拡大防止対策	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス(居住部分に限る)	1,090,000	感染拡大防止のためのゾーニング環境の整備に必要な備品購入費、工事費及び工事請負費又は工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい)、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等にいて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (a)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置  (b)従来型個室・多床室のゾーニング  (c)家族面会室の整備等
ゾーニング環境等の整備	サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス(居住部分に限る)	6,540,000 3,820,000	感染拡大防止のためのゾーニング環境の整備に必要な備品購入費、工事費及び工事請負費又は工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい)、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等にいて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (a)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業  (b)従来型個室・多床室のゾーニング 介護施設等のうち、従来型個室・多床室である介護施設等において、新型コロナウィルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業  (c)家族面会室の整備等 介護施設等において、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため必要な家族面会室を整備(2方向から入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業 ※以下は対象外 ・過去に当補助を活用して「2方向から入りできる家族面会室」を設置した場合の、追加整備 ・施設に設置しない(備え付けない)簡易陰圧装置(テント式等の持ち運び可能な装置) ・消毒等の衛生用品等  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。

別表1-7

1 種 目	2 施 設 種 别 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
介護職員の宿舎施設整備	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護職員1定員あたりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33m <sup>2</sup> ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。  (補助率) 1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであつて、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合している施設に限る。